

第五章 教育課程及び履修方法等

第九条 授業科目は、共通基礎科目、専門科目及び各種資格等取得の為の課程に関する科目に区分する。

第十条 各学科の授業科目及び単位数は、別表一のとおりとする。

2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって一単位とすることができ。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第十条の二 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第十条の三 各授業科目の授業は、十五週にわたる期間を単位として行う。

第十条の四 学生は、学年の始め又は学期の始めに、その学年又はその学期において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

第十一条 本学を卒業するためには、人間生活学科においては共通基礎科目三十六単位以上、専門科目八十八単位以上、計百二十四単位以上を、食物栄養学科においては共通基礎科目二十四単位以上、専門科目八十八単位以上、かつ、総計百二十四単位以上

修得しなければならない。ただし、人間生活学科における専門科目の履修にあたっては、次によるものとする。

一 生活総合コースの学生は、同コースの専門科目の中から規定単位を修得しなければならない。

二 福祉コースの学生は、同コースの専門科目の中から規定単位を修得しなければならない。

三 建築デザインコースの学生は、同コースの専門科目の中から規定単位を修得しなければならない。

第十一条の二 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定するもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

第十一条の三 削除。

第十一条の四 人間生活学科福祉コースの学生で、第十一条の卒業要件を満たした者は、社会福祉主事任用資格を得ることができる。

2 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設指定規則」という。）別表第四に相当する各科目の出席時数が、同規則に定める時間数の三分の二（ただし、介護実習については五分の四）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

第十一条の五 人間生活学科福祉コースの学生で、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第十一条に規定するもののほか、社会福祉士及び介護福祉士法並びに同法施行規則に基づいて本学が定める授業科目「別表二」を履修しなければならない。

2 人間生活学科福祉コースの学生で、介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第十一条に規定するもののほか、社会福祉士及び介護福祉士法並びに同法施行規則に基づいて本学が定める授業科目「別表三」を履修しなければならない。

第十一条の六 人間生活学科建築デザインコースの学生で、第十一条の卒業要件を満たした者は、一級建築士試験の受験資格（実務経験二年）、二級建築士試験の受験資格、インテリアプランナー受験資格（実務経験二年）、インテリア設計士受験資格（実務経験二年）、建築設備士受験資格（実務経験二年）及び商業施設士受験資格を得ることができる。

第十一条の七 食物栄養学科の学生で、管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第十一条に規定するもののほか、管理栄養士学校指定規則に基づいて本学が定める単位を修得しなければならない。

第十一条の八 食物栄養学科の学生で、第十一条の卒業要件を満たした者は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を得ることができる。

第十一条の九 各学科において取得できる教員免許状の種類と教科及び資格は、次のとおりとする。

学部	学科	教員免許状の種類〔教科〕	資格の種類
家政学部	人間生活学科	生活総合コース	中学校教諭一種免許状〔家庭〕 高等学校教諭一種免許状〔家庭〕
		福祉コース	中学校教諭一種免許状〔家庭〕 高等学校教諭一種免許状〔家庭〕 高等学校教諭一種免許状〔福祉〕
	建築デザインコース	中学校教諭一種免許状〔家庭〕 高等学校教諭一種免許状〔家庭〕 高等学校教諭一種免許状〔工業〕	一級建築士及び二級建築士試験受験資格、 インテリアプランナー・インテリア設計士・ 建築設備士・商業施設士の各試験受験資格
	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状	栄養士、管理栄養士国家試験受験資格、 食品衛生管理者任用資格、食品衛生監視員任用資格

第六章 卒業及び学士の学位

第十六条 第十七条

第十六条 本学に四年以上在学し、第十一条第一項に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

第十七条 本学を卒業した者には、学士（家政学）の学位を授与する。